

昭和34年(1959年)日本産業財産権法制の特許法・実用新案法間の基本的枠組における出願構造の実態に関する研究(要約)(1)

— 出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析を中心に —

会員 上田 育弘

目次

1. 問題提起
2. 昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正史的状況
 - (1) 法改正の概要(第1図の説明を含む。)
 - (2) 出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至1995年)の概要(第2図の説明を含む。)
 - (3) 日本国における特許及び実用新案の出願件数の推移(1955年乃至1998年)(第3図の説明を含む。)
3. 出願大手企業の特許及び実用新案の出願件数の統計的解析
 - (1) 第1番目の表(第4図)の説明(第5図乃至第8図の説明を含む。)(図面(第1図乃至第8図)を含む。)(今月号)
 - (2) 第2番目の表(第9図)の説明(以下次号以降)
 - (3) 第3番目の表(第10図)の説明
 - (4) 第4番目の表(第11図)の説明
 - (5) 第5番目の表(第12図)の説明
4. 総括—上記表からの判明・推定事項
 - (1) 第1番目の表(第4図)からの判明・推定事項
 - (2) 第2番目の表(第9図)からの判明・推定事項
 - (3) 第3番目の表(第10図)からの判明・推定事項
 - (4) 第4番目の表(第11図)からの判明・推定事項
 - (5) 第5番目の表(第12図)からの判明・推定事項(図面(第9図乃至第12図)を含む。)

1. 問題提起

昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され、本年の平成16年(2004年)まで44年が経過している。この44年の間、種々の改正が行われてきたが、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、依然として維持されたままである。即ち、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、特許法における発明の水準を高い一定レベルに保ちつつ、中小企業や個人の創作意欲の減退を防止することを基本理念としつつ、この基本理念を達成するために、実用新案法における考

案は発明と異なり「高度性」の要件を必要とせず(実2条1項)、この「高度性」の有無に対応させる形で考案の進歩性に関する規定に「きわめて」の用語を用いて特許法の場合よりも程度の低い考案でも実用新案登録してもよい(実3条2項)旨の基本的関係を内容とするものである。

上記昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、明らかにその前提として「主に大企業の特許出願を利用し、主に中小企業や個人が実用新案登録出願を利用する。」旨の実態を想定している。

しかし、上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され、いかなる実態が生じたであろうか。上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が想定している「主に大企業の特許出願を利用し、主に中小企業や個人が実用新案登録出願を利用する。」旨の実態が生じたであろうか。この実態が生じ、上記基本理念たる「特許法における発明の水準を高い一定レベルに保ちつつ、中小企業や個人の創作意欲の減退

* (注記)

本論文は、下記文献の要約に相当するものであるため、各図における具体的な出願件数等の詳細は下記文献を参照していただきたい。

・上田育弘著「昭和34年(1959年)日本産業財産権法制の特許法・実用新案法間の基本的枠組における出願構造の実態に関する研究—出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析を中心に—」上田育弘発行(平成15年(2003年)1月31日初版発行)

上記タイトルを有する本は、初版及び第2版合わせて約1,000冊印刷し、国立国会図書館に2冊、特許庁資料室に20冊、日本弁理士会に4冊、日本知的財産協会の各会員に1冊、財団法人知的財産研究所に1冊、社団法人発明協会に1冊、東京大学総合図書館及び法学部図書館に各1冊、成蹊大学図書館に1冊、寄贈・贈呈させていただいております。

を防止する」ことが達成されたであろうか。上記特許法・実用新案法間の基本的枠組、上記実態及び上記基本理念の三者間の関係は当初の想定通りに有機的に機能したであろうか。この点に関し、日本においては殆ど研究成果が発表されていないのが実状である。

しかし、上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され本年(平成16年)(2004年)で44年を迎え、最近のインターネット技術の発展等による高度情報通信ネットワーク社会の到来に直面し、依然として約40年間も維持されている上記昭和34年(1959年)改正時における特許法・実用新案法間の基本的枠組は明らかに制度疲労に陥っており、現在、上記高度情報通信ネットワーク社会に対応しうる制度・基本的枠組へのパラダイム転換が強く求められている。

一方、平成14年(2002年)、知的財産を国家戦略として位置づけ内閣府に知的財産戦略会議が設置され、知的財産戦略大綱が作成されその後知的財産基本法が制定されている。確かに、今日、日本国家を挙げて知的財産を国家戦略として取り組むことは日本国が採るべき道であり正しいことであろう。

しかし、上記知的財産戦略大綱が作成されその後知的財産基本法が制定されるなかで最も重要な視点が大きく抜け落ちている。即ち、上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され本年(平成16年)(2004年)で44年を迎えるが、「この約40年間の日本国特許庁の産業財産権行政の総括」が大きく抜け落ちている。例えば、上記知的財産戦略大綱において、「発明等の知的財産の創造—保護—活用というサイクルを回す」(以下、「知財サイクルを回す」と略す。)点が強調されている。確かに、「知財サイクルを回す」ことは重要である。ただ、よく考えてみれば、「知財サイクルを回す」ことは当たり前の言わずもがなのことである。そもそも「知財サイクルを回す」ことは特許制度の原理と同一又は殆ど同じである。即ち、発明をした者に一定期間独占排他権たる特許権を付与し特許権消滅後は一般大衆が自由に発明を実施する制度を通じて、発明活動を活発にするとともに産業発達に寄与する旨の特許制度の原理と同一又は殆ど同じことを述べているにすぎない。つまり、上記特許制度の原理中の「発明をした者」「発明活動を活発にする」の文言が「創造」にあたり、上記特許制度の原理中の

「一定期間独占排他権たる特許権を付与」の文言が「保護」にあたり、上記特許制度の原理中の「特許権消滅後は一般大衆が自由に発明を実施」「産業発達に寄与」の文言が「活用」に該当する。即ち、「知財サイクルを回す」ことは特許制度の原理と殆ど同じ又は全く同じことである。100年以上の産業財産権制度の歴史を持つ日本がこの21世紀においてなぜ「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理自体を強調しなくてはならないのか。この100年以上の産業財産権制度の歴史を持つ産業財産権業界における我々は、歴史から学ぶ視点が無いのか。決してそうではなかろう。この昭和35年(1960年)から施行された日本産業財産権制度における特許法・実用新案法間の基本的枠組の約40年の歴史・実態を踏まえて「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理を強調することが意味をなさないことはないであろう。即ち、我々は、この昭和35年(1960年)から施行された昭和34年(1959年)日本産業財産権制度の特許法・実用新案法間の基本的枠組における約40年の歴史・実態を踏まえて「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理を強調する必要性を強く実感しているのだと思う。これを逆に表現するならば、少なくとも、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行されて今日に至るまで、「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態が多く観察されたことを我々は強く自覚しているということである。では、なぜ、この約40年間において「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態が多く観察されたのか、この点が全くと言っていいほど研究されておらず、上記知的財産戦略大綱においても全く抜け落ちている視点である。

しかし、なぜ、この約40年間において「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態が多く観察されたのかを明確にすることは、高度情報通信ネットワーク社会に対応した日本産業財産権制度における特許法・実用新案法間の基本的枠組を構築しパラダイム転換が求められている今日、最も重要なことである。

そこで、本論文における研究では、上記なぜ、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)

から施行されて今日に至るまで、「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態が多く観察されたのかを明確にするために必要な基礎資料を提示しつつ、この点に関する若干の私見を明確にしつつ「この約40年間の日本国特許庁の産業財産権行政の総括」を若干なりとも試みてみたいと思う。

以下、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正史的状况に極めて簡単に触れた後、特に、出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析に関する研究成果を中心に、この約40年間の特許法・実用新案法間の基本的枠組に関する出願構造の実態を明確にする。

2. 昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正史的状况

(1) 法改正の概要

- 昭和34年(1959年) 特許法・実用新案法改正
- 昭和35年(1960年) 特許法・実用新案法改正法の施行
- 昭和41年(1966年) 簡略審査制度導入のための特許法・実用新案法改正の失敗
- 昭和44年(1969年) 特許法・実用新案法改正の失敗
- 昭和45年(1970年) 出願公開制度・出願審査請求制

度・拡大先願の導入

- 昭和50年(1975年) 多項制(実施態様項)の導入、特許法に物質特許制度の導入
- 昭和53年(1978年) 特許協力条約施行に伴う改正
- 昭和60年(1985年) 国内優先権制度の導入
- 昭和62年(1987年) 改善多項制の導入
- 平成2年(1990年) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律制定
- 平成5年(1993年) 補正の範囲の適正化、実用新案法に無審査登録主義を導入
- 平成6年(1994年) 特許法において出願公告制度の廃止、付与後異議申立制度の導入
- 平成7年(1995年) WTO・TRIPs協定の施行

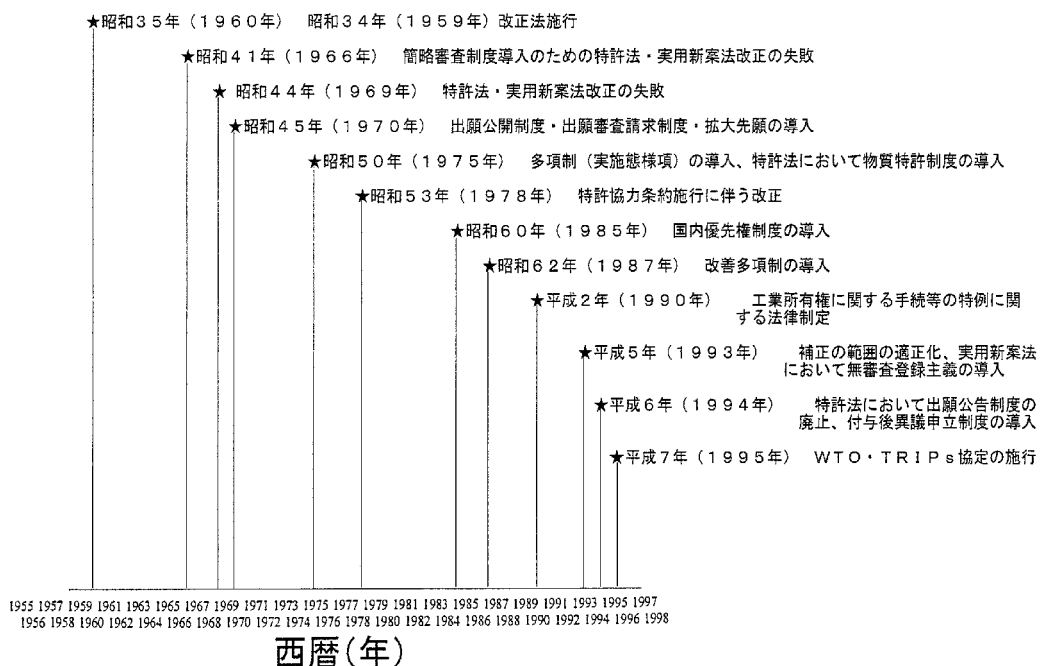
尚、第1図は、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの上記法改正史的状况を簡単に図示したものである。

(2) 出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至1995年)の概要

- 昭和51年(1976年) 5月13日 特許庁顧問会議
- 5月18日 庁議決定(「出願・審査請求の適正化(特許・実用新案)について」)

第1図

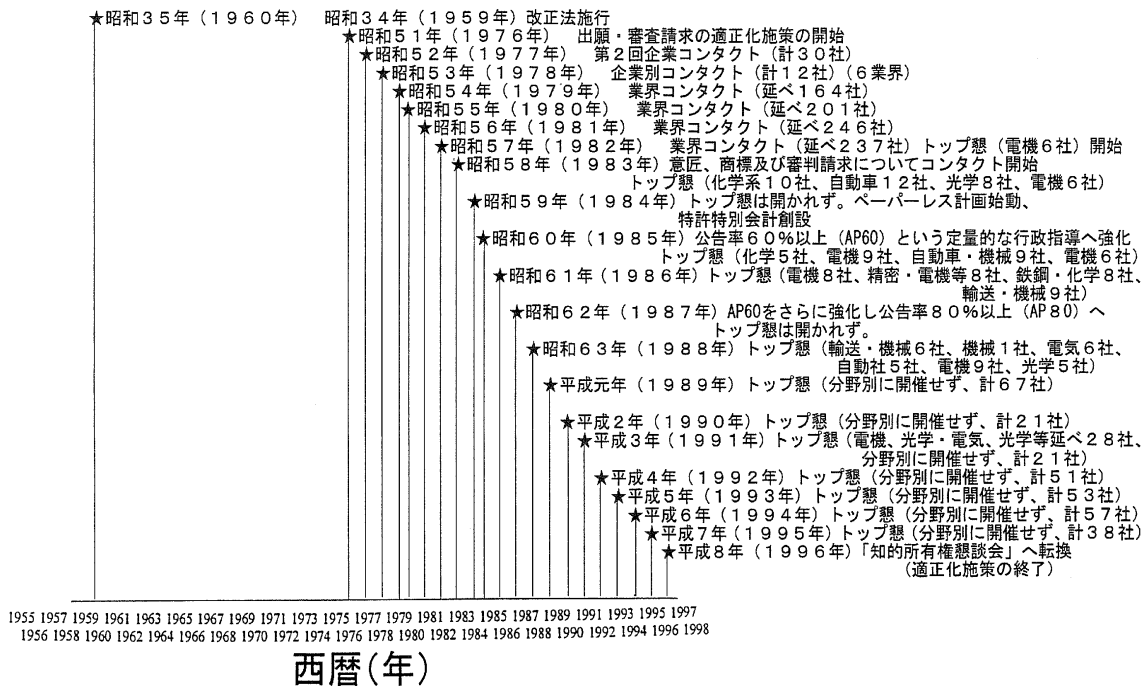
昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正の概要



5月24日	省議決定(同上)	審判請求についてのコンタクト
6月22日	庁議決定(「特許・実用新案の出願・審査請求適正化実施要領」)	を開始し、行政の総合的な効率化を図る。
7月16日乃至27日	長官・技監をはじめとする特許庁幹部が、(社)日本鉄鋼連盟、(社)日本産業機械工業会、日本化学工業協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電子機械工業会、(社)経済団体連合会等の業界団体に趣旨を説明するとともに協力を要請。	トップ懇(化学系10社、自動車12社、光学8社、電機6社)
8月乃至12月	出願上位20社にコンタクト	昭和59年(1984年) 従来の施策に加え、出願中堅の企業を重点的に。ペーパーレス計画始動、特許特別会計の創設。トップ懇は開かれず。
昭和52年(1977年)	第2回企業コンタクト(電気11社、機械15社、鉄鋼4社、計30社)	昭和60年(1985年) トップ懇(化学5社、電機9社、自動車・機械9社、電機6社)
昭和53年(1978年)	企業別コンタクト(改善が疑わしい8社+新規4社、計12社)(6業界)	昭和61年(1986年) トップ懇(電機8社、精密・電機等8社、鉄鋼・化学8社、輸送・機械9社)
昭和54年(1979年)	業界コンタクト(延べ164社) ・技術分野別コンタクト(15分野)(計133社) ・企業別コンタクト(計37社)	昭和62年(1987年) トップ懇は開かれず。
昭和55年(1980年)	業界コンタクト(延べ201社) ・企業別コンタクト 出願大手企業別コンタクト(9社) 業界別コンタクト(化学5社、光学4社、自動車13社、計3業種) 新規出願件数急増企業コンタクト(4社) ・技術分野別コンタクト(18分野)	昭和63年(1988年) トップ懇(輸送・機械6社、機械1社、電気6社、自動車5社、電機9社、光学5社)
昭和56年(1981年)	業界コンタクト(延べ246社) ・企業別コンタクト 出願大手企業別コンタクト(10社) 新規出願件数急増企業コンタクト(7社) ・技術分野別コンタクト(19分野)	平成元年(1989年) トップ懇(分野別に開催せず各々17社、17社、14社、18社、機械1社)
昭和57年(1982年)	業界コンタクト(延べ237社) ・経済団体に対するコンタクト ・企業別コンタクト(20社) ・業種別コンタクト ・技術分野別コンタクト(20分野) ・弁理士コンタクト(5技術分野)	平成2年(1990年) トップ懇(分野別に開催せず各々15社、4社、2社)
11月12日	特許庁・電機6社首脳の懇談会(いわゆるトップ懇談会(略して「トップ懇」ともいう。))が初めて開かれる。	平成3年(1991年) トップ懇(電機9社、光学・電気4社、光学1社、分野別に開催せず3社、自動車・鉄・機械10社、電気3社、電気1社)
昭和58年(1983年)	従来の施策に加え、意匠の出願についてのコンタクト、商標の出願についてのコンタクト及び	平成4年(1992年) トップ懇(分野別に開催せず各々19社、20社、12社)
		平成5年(1993年) トップ懇(分野別に開催せず各々18社、15社、20社)
		平成6年(1994年) トップ懇(分野別に開催せず各々21社、18社、18社)
		平成7年(1995年) トップ懇(分野別に開催せず各々17社、21社)
		平成8年(1996年) 「知的所有権懇談会」へ転換(適正化施策の終了)
		尚、第2図は、出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至1995年)の上記概要を簡単に示したものである。上記トップ懇の開催状況は第7-2表に示す通りである。(特許庁編集、社団法人発明協会発行、平成7年3月30日発行「工業所有権制度この10年の歩み」257

第2図

昭和51年(1976年)乃至平成7年(1995年)における出願・審査請求の適正化施策の概要



第7-2表 トップ懇談会開催日

昭和57年度	平成元年7月25日(火) 分野毎に開催せず14社 (ロイヤルホテル)
昭和57年11月12日(金) 電機6社 (ホテルオークラ)	28日(金) 分野毎に開催せず18社 (特許庁特別会議室)
昭和58年度	8月28日(月) 機械1社 (特許庁特別会議室)
昭和58年4月21日(木) 化学系10社 (通商産業省特別会議室)	平成2年度
11月2日(木) 自動車12社 (竹橋会館)	平成2年7月26日(木) 分野毎に開催せず15社 (特許庁特別会議室)
16日(木) 光学8社 (竹橋会館)	31日(火) 分野毎に開催せず4社 (特許庁特別会議室)
12月15日(木) 電機6社 (竹橋会館)	9月5日(木) 分野毎に開催せず2社 (特許庁長官室)
昭和59年度	平成3年度
昭和60年2月13日(木) 電機5社 (竹橋会館)	平成3年9月6日(金) 電機9社 (特許庁特別会議室)
4月2日(火) 鉄鋼5社 (竹橋会館)	9日(月) 光学・電気4社 (特許庁特別会議室)
昭和60年度	11日(木) 光学1社 (特許庁特別会議室)
昭和60年10月31日(木) 光学5社 (竹橋会館)	10月7日(月) 分野毎に開催せず3社 (特許庁特別会議室)
12月5日(木) 電機9社 (竹橋会館)	14日(月) 自動車・鉄・機械10社 (特許庁特別会議室)
12日(木) 自動車・機械9社 (竹橋会館)	28日(月) 電気3社 (特許庁庁議室)
昭和61年1月22日(木) 電機6社 (竹橋会館)	29日(火) 電気1社 (特許庁長官室)
昭和61年度	平成4年度
昭和61年9月24日(木) 電機8社 (竹橋会館)	平成4年7月16日(木) 分野毎に開催せず19社 (特許庁特別会議室)
10月6日(月) 精密・電機等8社 (全日空ホテル)	20日(月) 分野毎に開催せず20社 (特許庁特別会議室)
11月13日(木) 鉄鋼・化学8社 (竹橋会館)	23日(木) 分野毎に開催せず12社 (ロイヤルホテル)
19日(木) 輸送・機械9社 (竹橋会館)	平成5年度
昭和63年度	平成5年10月5日(火) 分野毎に開催せず18社 (特許庁特別会議室)
昭和63年5月12日(木) 輸送・機械6社 (芝パークホテル)	7日(木) 分野毎に開催せず15社 (ロイヤルホテル)
16日(月) 機械1社 (特許庁庁議室)	13日(火) 分野毎に開催せず20社 (特許庁特別会議室)
17日(火) 電気6社 (芝パークホテル)	平成6年度
24日(火) 自動車5社 (芝パークホテル)	平成6年9月12日(月) 分野毎に開催せず21社 (特許庁特別会議室)
6月7日(火) 電機9社 (東海大学校友会館)	14日(木) 分野毎に開催せず18社 (特許庁特別会議室)
23日(木) 光学5社 (芝パークホテル)	19日(月) 分野毎に開催せず18社 (ロイヤルホテル)
平成元年度	平成7年度
平成元年7月19日(木) 分野毎に開催せず17社 (特許庁特別会議室)	平成7年2月6日(月) 分野毎に開催せず17社 (特許庁特別会議室)
21日(金) 分野毎に開催せず17社 (特許庁特別会議室)	8日(木) 分野毎に開催せず21社 (特許庁特別会議室)

頁第 7-2 表の転載) (昭和 59 年(1984 年) と昭和 62 年(1987 年) の 2 年間だけトップ懇が開催されていないのが特徴的である。)

(3) 日本国における特許及び実用新案の出願件数の推移 (1955 年乃至 1998 年)

上記法改正及び行政指導等を背景にして、結果・実態としては、特許及び実用新案の出願件数は第 3 図に示される通りである。

第 3 図は、昭和 30 年(1955 年) 乃至平成 10 年(1998 年) における日本国における特許及び実用新案の出願件数を図示した表である。

3. 出願大手企業の特許及び実用新案の出願件数の統計的解析

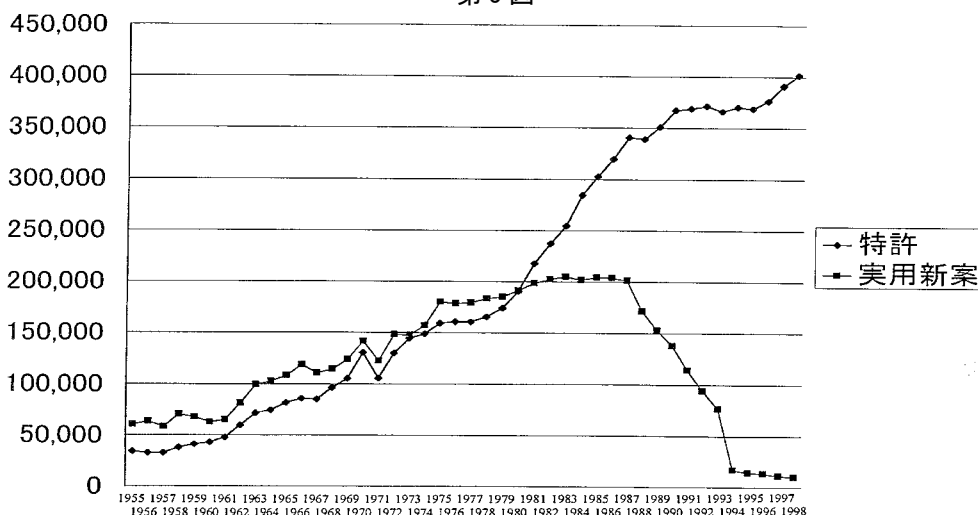
(1) 第 1 番目の表 (第 4 図) の説明

第 4 図は、第 3 図における日本国全体の特許出願件

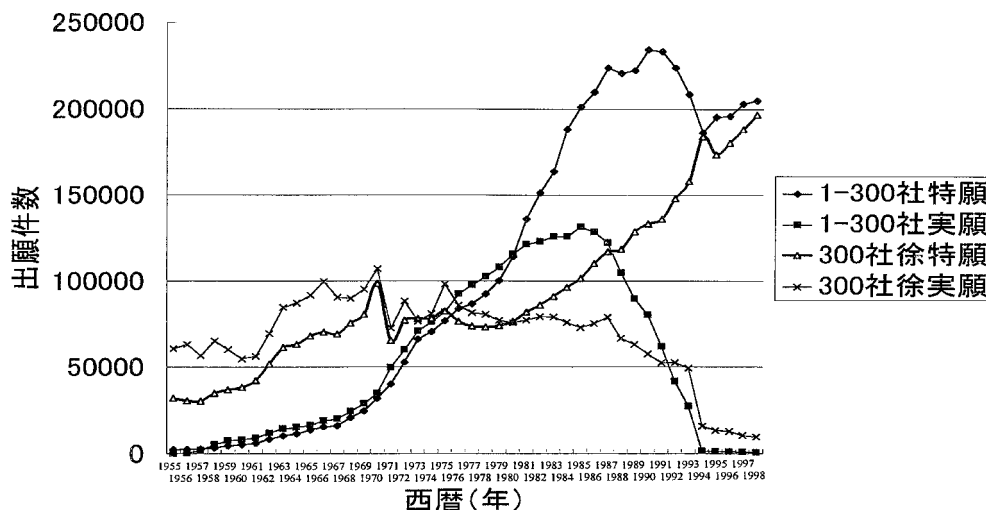
数及び実用新案登録出願件数を出願上位 300 社の出願人の合計出願件数とこれら出願上位 300 社を除くその他多数の出願人の合計出願件数とに分けて図示したものである。

本件研究においては、昭和 62 年(1987 年) 中に出願公開された実用新案登録出願件数は 204, 608 件(特許協力条約に基づく公表, 再公表も含む。) であるが、この公開件数の多い順に出願上位 300 社の出願人を選択している。具体的に、実用新案登録出願件数順に 1 社から 300 社までを並べると第 5 図乃至第 8 図のようになる。即ち、第 5 図は、上位 1 位社から上位 90 位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第 6 図は、上位 91 位社から上位 180 位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第 7 図は、上位 181 位社から上位 270 位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第 8 図は、上位 271 位社から上位 300 位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。尚、

第 3 図



第 4 図



第5図

順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数
1	三菱電機	6781	31	セイコーエプソン	832	61	川崎重工業	497
2	三菱重工業	5925	32	日産ディーゼル工業	828	62	東海理化電機製作所	493
3	日本電気	5186	33	キヤノン	816	63	池田物産	473
4	トヨタ自動車	4725	34	富士ゼロックス	779	64	井関農機	472
5	東芝	4152	35	ナショナル住宅産業	767	65	村田製作所	469
6	日産自動車	3869	36	沖電気工業	763	66	市光工業	468
7	三洋電機	3860	37	ヤンマー農機	762	67	松下冷機	465
8	シャープ	3096	38	日本ラジエーター	729	68	ブラザー工業	464
9	松下電工	3030	39	セイレイ工業	708	69	昭和電線電機	454
10	三菱自動車工業	2717	40	日野自動車工業	699	70	ダイキン工業	447
11	松下電器産業	2486	41	富士重工業	687	71	大日本印刷	445
12	本田技研工業	2355	42	吉野工業所	684	72	古河電気工業	444
13	久保田鉄工	2014	43	横河電機	675	73	日新電機	442
14	日立製作所	1921	44	いすゞ自動車	672	74	サンデン	419
15	マツダ	1880	45	日本鋼管	666	75	ノーリツ	418
16	石川島播磨重工業	1646	46	日本ビクター	634	76	ケンウッド	411
17	富士電機	1584	47	新日本製鉄	633	77	東陶機器	411
18	リコー	1429	48	三菱農機	632	78	関西日本電気	404
19	カシオ計算機	1422	49	明電舎	625	79	豊田自動織機製作所	402
20	アルプス電気	1408	50	小松製作所	585	80	クラリオン	400
21	富士通	1363	51	凸版印刷	572	81	日立造船	389
22	ソニー	1350	52	富士通ゼネラル	571	82	スタンレー電気	381
23	日立熱器具	1046	53	富士写真フィルム	555	83	松下精工	381
24	立石電機	1039	54	ティーディーケイ	553	84	三田工業	376
25	神戸製鋼所	999	55	吉田工業	545	85	矢崎総業	370
26	パイオニア	974	56	川崎製鉄	542	86	オリンパス光学工業	360
27	島津製作所	938	57	ディーゼル機器	533	87	日本電子機器	360
28	ダイハツ工業	924	58	住友電気工業	525	88	日本電信電話	359
29	鈴木自動車工業	882	59	東京電気	520	89	トキコ	352
30	日本電気ホームエレクトロニクス	834	60	アイシン精機	511	90	エヌオーケー	351

第6図

順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数
91	神鋼電機	339	121	山武ハネウエル	238	151	竹中工務店	181
92	住友金属工業	338	122	タチエス	236	152	日本自動車エンジニアリング	181
93	イナックス	337	123	日立プラント建設	235	153	ウシオ電機	179
94	豊田合成	337	124	セイコー電子工業	227	154	東京瓦斯	179
95	シチズン時計	333	125	愛三工業	226	155	安川電機製作所	179
96	ヤマハ	333	126	コニカ	225	156	日本電子	176
97	鳥取三洋電機	331	127	日本建鉄	225	157	鹿島建設	175
98	日立工機	329	128	豊田工機	224	158	三協精機製作所	175
99	京セラ	323	129	アルパイン	223	159	日本電装	175
100	三井造船	319	130	日本軽金属	223	160	東芝機械	173
101	カヤバ工業	314	131	関東自動車工業	216	161	アイジーン技術研究所	171
102	タカラ	313	132	東レ	214	162	横尾製作所	170
103	日立エレベーターサービス	312	133	アマダ	213	163	日本エヤーブレーキ	169
104	日立電機	311	134	小糸製作所	208	164	パフコック日立	167
105	日立建機	307	135	富士通テン	208	165	日本板硝子	162
106	東北金属工業	304	136	ミノルタカメラ	206	166	リズム時計工業	161
107	関東精器	303	137	大阪瓦斯	204	167	アイダエンジニアリング	160
108	カシオ電子工業	295	138	トヨタ車体	200	168	不二サッシ	160
109	三菱電線工業	295	139	三菱レイヨン	197	169	富士電気化学	160
110	旭化成工業	271	140	日立金属	196	170	日立電子	159
111	藤倉電線	271	141	ローム	196	171	三菱鉛筆	159
112	昭和アルミニウム	261	142	東芝熱器具	194	172	日本電気エンジニアリング	154
113	三菱金属	256	143	タキロン	191	173	日本特殊陶業	154
114	日本精機	253	144	日本光学工業	189	174	九州日立マクセル	151
115	三和シャッター工業	252	145	富士写真光機	187	175	ナイルス部品	151
116	住友重機械工業	252	146	イーグル工業	185	176	日信工業	150
117	積水化学工業	252	147	東洋ラジエーター	185	177	日立化成工業	150
118	新神戸電機	251	148	リンナイ	185	178	三菱樹脂	149
119	精工舎	249	149	日産車体	183	179	黒井電機	142
120	日東電気工業	244	150	オンキョー	182	180	象印マホービン	141

第7図

順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数
181	東京重機工業	140	211	小島プレス工業	115	241	東京電力	94
182	油谷重工	140	212	神崎高級工機製作所	114	242	マルコン電子	94
183	村田機械	139	213	ダイワ精工	113	243	小松フォークリフト	93
184	旭硝子	138	214	アンリツ	112	244	中菱エンジニアリング	93
185	新日軽	137	215	フジタ工業	112	245	三國工業	93
186	椿本チエイン	137	216	ミツミ電機	112	246	積水化成工業	92
187	べんてる	136	217	東海ゴム工業	111	247	タキゲン製造	91
188	田村電機製作所	134	218	小松ゼノア	110	248	立山アルミニウム工業	91
189	横浜ゴム	133	219	東洋化学	109	249	三ツ葉電機製作所	91
190	大井製作所	132	220	富士機工	109	250	石川島芝浦機械	90
191	大同特殊鋼	132	221	ブリジストン	109	251	海上電機	90
192	土屋製作所	132	222	ダイフク	108	252	加藤発条	90
193	東洋製罐	130	223	愛知機械工業	107	253	クラレ	90
194	西菱エンジニアリング	129	224	四国製作所	106	254	積水樹脂	90
195	日立マクセル	129	225	日立精工	104	255	栃木富士産業	90
196	鐘紡	128	226	ミサワホーム	102	256	日本信号	90
197	清水建設	128	227	ヤンマーディーゼル	101	257	旭光学工業	89
198	新明和工業	128	228	光洋精工	100	258	在原製作所	89
199	日本気化器製作所	127	229	新日本無線	100	259	自動車電機工業	89
200	河西工業	126	230	ニフコ	100	260	マックス	89
201	丸山製作所	125	231	三井東圧化学	100	261	エスエムシー	88
202	荒川車体工業	123	232	山本製作所	100	262	東京計器	88
203	学習研究社	123	233	リョービ	100	263	富士鉄工所	87
204	厚木自動車部品	122	234	釜屋化学工業	98	264	エスエムケイ	85
205	日本硝子	122	235	日本プラスト	97	265	葛飾プレス工業所	85
206	積水ハウス	120	236	三ツ星ベルト	96	266	自動車機器	85
207	潤工社	119	237	小金井製作所	95	267	菱明技研	85
208	新潟鉄工所	117	238	シーケーデイ	95	268	宇部興産	84
209	星崎電機	116	239	ジエコー	95	269	花王	84
210	伊藤喜工作所	115	240	三井精機工業	95	270	沢藤電機	84

第8図

順位	出願人	出願件数
271	コバル	83
272	日本サーボ	83
273	日本発条	83
274	豊生プレーキ工業	83
275	東芝オーディオビデオエンジニアリング	82
276	東洋電機製造	82
277	島野工業	81
278	パロマ工業	81
279	タツタ電線	80
280	豊臣工業	80
281	鐘淵化学工業	79
282	津田駒工業	79
283	橋本フォーミング工業	79
284	鹿児島日本電気	78
285	河合楽器製作所	78
286	共立	78
287	三協アルミニウム工業	78
288	リズム自動車部品製造	78
289	昭和製作所	77
290	住友電装	77
291	日本精工	77
292	日本製泊	77
293	具印刃物開発センター	76
294	太陽誘電	76
295	ダイセル化学工業	76
296	東光	76
297	星電器製造	76
298	ソフィヤ	75
299	日立メデイコ	75
300	大林組	74

出願件数が同じ件数の場合、出願人の出願順位は便宜上五十音順に並べている。尚、第5図乃至第8図における数値自体は、既に、日本特許庁又は社団法人発明協会が発行した刊行物に開示されている。

この第1番目の表(第4図)により、過去から現在までの出願状況を総合的に把握し、特許法や実用新案法の法律改正の影響や特許庁の行政指導の効果を明確に知ることができる。

具体的には、第1番目の表(第4図)を見ることにより、昭和60年(1985年)頃の上位300社は、昭和30年(1955年)頃は、全出願の占有率は極めて小さく、昭和45年(1970年)改正後即ち、出願公開制度等の導入後の特許・実用新案の出願件数の加速度的な増加により、上位出願人になったことがわかる。

また、法改正の効果も略的確に把握することができる。例えば、昭和45年(1970年)改正により、出願公開制度とともに出願審査請求制度が導入されたが、この制度趣旨として、出願のなかには多くの防衛出願や権利化を欲しない出願があることから真に権利化を欲する出願を出願審査請求を待って実体審査を行うことが挙げられている。しかし、第1番目の表(第4図)においては、昭和45年(1970年)改正が施行された昭和46年(1971年)になり、上位300社の出願が特許も実用新案もともに急増している。逆に、上位300社を除くその他多数の出願人の出願件数が特許も実用新案

もともに急減している。この結果から、昭和45年(1970年)改正により、上位300社のいわゆる出願大手企業の出願件数や件数ノルマに追い立てられた出願を強く誘発させたと推定できる。即ち、昭和45年(1970年)改正趣旨における「出願のなかには多くの防衛出願や権利化を欲しない出願がある」というのは、その趣旨というよりも、昭和45年(1970年)改正の結果又はその効果として、「大企業を中心に多くの防衛出願や権利化を欲しない出願を誘発させた」と分析することができる。逆に、上位300社を除くその他多数の出願人の出願件数が特許も実用新案もともに急減していることから、「昭和45年(1970年)改正は、一時的にせよ、上位300社を除くその他多数の出願人即ち中小企業や個人の出願意欲を減退させる効果をもっていた」という分析をすることができる。

また、昭和63年(1988年)から、実用新案登録出願件数が全体で急減し始めたが、その内容は、主に、上位300社の出願大手企業の実用新案登録出願の直線的な急減によるもので、これら上位300社の出願大手企業を除く他の出願人である中小企業や個人の実用新案登録出願は漸減傾向を保っていることがわかる。これに伴い、平成3年(1991年)頃に、上位300社の出願大手企業の実用新案登録出願件数が、これら上位300社の出願大手企業を除く他の出願人である中小企業や個人の実用新案登録出願件数を下回ったことを明確に読み取ることができる。これにより、昭和63年(1988年)からの実用新案登録出願件数の急減は、例えば、昭和51年(1976年)からなされている日本国特許庁の出願等の適正化施策の抜本的な強化に伴う強力な行政指導が上位300社の出願大手企業になされた結果であるという一応の推定をすることができる。

また、平成5年(1993年)実用新案法改正により、無審査登録主義が導入され、平成6年(1994年)から施行され、実用新案登録出願の件数が全体で約6万件減少したが、この急減の具体的内容は、第1番目の表(第4図)から明らかのように、上位300社のいわゆる大企業の実用新案登録出願が約25,000件が約0件に急減及び上位300社を除くその他多数の出願人即ち中小企業や個人の実用新案登録出願が約50,000件から約15,000件に急減した結果であると一応推定できる。

(原稿受領 2003. 3. 7)

(訂正 2004. 2. 12)